

水質基準改正の概要

水質基準項目の全面的な見直し

- 1 全国的にみれば検出率は低い物質（項目）であっても、水質基準項目として設定し、従来の快適水質項目、監視項目及びゴルフ場使用農薬は廃止。
- 2 基準項目を46項目から50項目へ拡大（13項目追加、9項目削除）
【追加された項目】
 - 大腸菌
 - ホウ素及びその化合物
 - 1,4-ジオキサン
 - クロロ酢酸
 - ジクロロ酢酸
 - 臭素酸
 - トリクロロ酢酸
 - ホルムアルデヒド
 - アルミニウム及びその化合物
 - ジェオスミン
 - 2-メチルイソボルネオール
 - 非イオン界面活性剤
 - 有機物（全有機炭素（TOC）の量）【削除された項目】
 - 大腸菌群
 - 1,2-ジクロロエタン
 - 1,3-ジクロロプロペン
 - シマジン
 - チウラム
 - チオベンカルブ
 - 1,1,2-トリクロロエタン
 - 1,1,1-トリクロロエタン
 - 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）
- 3 水質基準とする必要はないが、水質管理上留意すべき項目（農薬を含む）として水質管理目標設定項目を設定。
- 4 農薬については101種類の目標値を提示し、各項目ごとの（検出濃度／目標値）の合計を目標値とし、その値を1と定めた。水源地域の農薬の使用状況・時期を勘案し、必要な項目の検査を行う。

地域性等を考慮した水道水の水質検査

- 1 従来は原則基準項目すべてを検査する必要があったが、水源、地域性及び浄水処理方法等を勘案し、不必要な項目の検査は省略できるシステムとなった。
- 2 一方で、検査項目の省略の理由等を明記した水質検査計画の策定・公表が必要。

基準項目の検査頻度等について

基準項目の検査頻度については別添[P7]のとおり。ただし、次の点に留意のこと。

- 1 従前より検査頻度が増える項目

従前、一部の項目について過去5年間の水質検査結果の最大値が基準値の1/10以下の場合には検査頻度を1年に1回以上まで省略可とする運用を行っていたが、次に掲げる項目（省令改正により追加された項目を含む）については3ヶ月に1回以上の検査が義務づけ（省略不可）。

シアン化物イオン及び塩化シアン
クロロ酢酸
クロロホルム
ジクロロ酢酸
ジブロモクロロメタン
臭素酸
総トリハロメタン
トリクロロ酢酸
ブロモジクロロメタン
ブロモホルム
ホルムアルデヒド

- 2 今回の改正で追加された項目について

次に掲げる項目については改正省令第15条第1項第3号及び第4号において一定の条件を満たした場合検査が省略できるとされているが、過去に当該項目の水質検査結果がない場合は検査が省略できない。

ホウ素及びその化合物
1,4-ジオキサン
アルミニウム
ジェオスミン
2-メチルイソボルネオール
非イオン界面活性剤

3 検査頻度を検討するにあたり、注意を要する項目

次に掲げる項目は改正前から基準項目であったが、検査頻度を検討する際には注意が必要。

(1) 「フェノール類」について

フェノール類の基準値は0.005mg/lであるが、従前行われていたフェノール類の検査方法の定量下限値は0.005mg/lであり、過去の検査成績書では「0.005mg/l未満」の表記がなされている。

従って、過去の検査成績書からは基準値の1/2以下かどうかの判断ができないため、フェノール類については過去の検査データがないものとして取り扱うこと。

なお、平成19年3月31日までは経過措置として従前の検査方法を用いることが認められているため、平成16年4月1日以降においても従前の検査方法により検査を行っている場合は、基準値の1/2以下かどうかの判断はできない。

(2) 「鉛及びその化合物」について

鉛及びその化合物については、平成15年4月1日から基準値が0.05mg/lから0.01mg/lへ強化された。

平成15年3月31日までの検査成績書において、「0.005mg/l未満」という表記がなされている場合には、基準値の1/2以下かどうかの判断はできるが、基準値の1/5以下かどうかの判断はできない。

4 採水について

(1) 採水場所[P16、P26参照]

水道法施行規則第15条第1項第2号の検査に供する水の採取場所たる給水栓の選定にあたっては、原則として配水系統ごとに1地点以上選定し、また、検査項目ごとに異なった給水栓が選定されることがないようにすること。

採取場所の数については、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、水道の規模に応じ、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となるように設定するとともに、配水管の末端等水が滞留しやすい場所も選定することが必要である。また、必要に応じて水源、浄水池及び配水池における水質も検査すること。

(2) 「鉛及びその化合物」の検査に係る水の採取方法[P26参照]

毎分約5リットルの流量で5分間流し捨て、その後15分間滞留させたのち、先と同じ流量（毎分約5リットルの流量）で流しながら開栓直後から5リットル採取し、均一に混合してから必要量の検査用試料を採水容器に分取する方法により行うこと。

5 その他留意すべき事項

(1) 消毒副生成物について

消毒副生成物（基準の表9号及び21号から30号まで）については、今回の改正により3ヶ月に1回以上の検査が義務づけられた。

過去の検査結果において、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジク

ロロメタン、ブロモホルム及び総トリハロメタンが比較的高濃度で検出されている事業体にあつては、施設の運転管理上必要であると思われるため、平成15年度中に消毒副生成物の水質検査を実施することが望ましい。

(2) アルミニウム及びその化合物について

アルミニウム及びその化合物については、今回の改正により追加された。

浄水処理にPAC（ポリ塩化アルミニウム）を使用しており、かつ、今までアルミニウム及びその化合物の水質検査を実施したことがない事業体は、施設の運転管理上必要であると思われるため、平成15年度中に当該項目の水質検査を実施することが望ましい。

水質検査計画について

1 全般

平成17年度に実施する水質検査より水質検査計画を策定することが義務づけられており、平成16年度中には水質検査計画を策定する必要あり。また、可能な限り平成16年度に実施する水質検査についても、平成15年度中に水質検査計画を策定し、当該計画に基づき水質検査を実施することが望ましい。

【水質検査計画に記載する事項】[P42～P41、P37参照]

- (1) 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの
- (2) 検査を行う項目、採水の場所、検査の回数及びその理由
- (3) 検査を省略する項目については、当該項目及びその理由
- (4) 臨時の水質検査に関する事項
- (5) 水質検査を委託する場合における当該委託の内容
- (6) その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

2 水質検査計画の公表について（専用水道を除く）[P40参照]

水質検査計画については改正省令第17条の2により、事前に需用者に対し情報提供する必要あり。

3 水質検査計画における検査省略可能項目の記述について

一定の項目については、一定の条件を満たした場合3年に1回以上まで検査を省略できるが、3年に1回以上まで検査を省略する項目がある場合は、3年度先までの検査計画を水質検査計画に明記することが望ましい。

4 過去の水質検査結果について

過去の水質検査結果については、検査頻度を検討する際の重要な参考資料であるため、当該水質検査計画へ記述することが望ましい。

5 市町村合併と水質検査計画について

平成16年度中に市町村合併が予定されている市町村において水質検査計画を策定する場合にあっては、合併後の自治体における平成17年度以降の水質検査の実施に支障が無いよう、合併前に被合併市町村間で十分協議及び調整を行うこと。

水質管理目標設定項目について

将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水道事業者等において水質基準に係る検査に準じて、体系的・組織的な監視によりその検出状況を把握し、水道水質管理上留意すべき項目として「水質管理目標設定項目」が定められた。

[P17、P29参照]

これにより、従前の「水質基準項目」、「快適水質項目」、「監視項目」及び「ゴルフ場使用農薬に係る暫定水質目標」という水道水質管理の体系は廃止され、「水質基準項目」及び「水質管理目標設定項目」という新しい体系に基づき水道水質管理を行うこととなった。

「水質管理目標設定項目」には水質管理上必要と思われる項目及び需用者の関心が高いと思われる項目もあることから、原水等の状況を勘案し、水質基準に準じた検査に努め水質管理に活用されることが望ましい。

その他

厚生労働省水道課のホームページには、水質基準改正に関する資料等が掲載されておりますので、参考としてください。

新しい水質基準等について

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/ki jun/seido.html>

厚生科学審議会の経過・資料等について

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/ki jun/shingikai.html>

